

夷隅地区労組交流会 資料

2002年11月20日

負担、痛みを押し付ける小泉改革

政府は昨年6月閣議決定「今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針」を決定、不良債権処理や公団民営化なども議論されていますが痛みを伴う大きなものはこの方針の第3章に「社会保障制度の改革」で年金、医療、介護など社会保障制度を改革するとしています。

福祉については平成12年6月に昭和26年に制定された社会福祉事業法が変わり、関連する生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者福祉法、介護保険法なども同時にかわりました。最低限度の生活を保障する生存権という視点はなくなり、利用者の自立と責任でサービスを選択する、負担は負担能力によって負担額を変えていく「応能負担」から「公平、公正な負担」ということでサービスの内容によって契約する、結果は低所得者ほど負担が重くなることになりました。

負担増の実施が急速にはじまっています以下項目ごとに見てみる

(1) 雇用保険

00年4月	保険料は	0.8%	
02年4月	保険料は	1.2%に引き上げ、給付日数は300日から180日に引き下げ	
02年9月	再就職の意思確認が厳しくなる、求職活動がなければ給付しない		
02年10月	保険料は	1.4%に	
08年4月	保険料は	1.6%に	二年間で保険料は2倍に

(2) 児童扶養手当

98年	所得最低限度額の変更		
02年8月	収入	208.8万未満は	月額 42370円
		208.8から300万未満は	28350円だったものを
	収入130万円未満		月額 42370円
		130万から300万円未満までは10000円から42360円まで10円刻み	
03年4月	自立支援を名目に就労意欲のないものには手当の削減		
	収入から控除されていた寡婦控除、養育費を収入とみなす、		
	養育費を請求してない人には請求するように指導		
	手当額は満額支給は5年間その後は半減させる		

(3) 障害者福祉

措置制度と支援費支給制度に変更、障害者の自己決定、自己責任で事業者と対等に契約
障害者福祉の負担に限って養育者の収入をもとに負担が残る

- (4) 年金 原則5年ごとに制度改正 次期改正は 04年
 73年 物価スライド制導入
 89年 学生への適用 4月消費税導入
 97年 J R、J T、NTT 厚生年金に統合
 00年 学生への免除、賃金スライドの停止、物価スライド凍結
 02年 小泉改革で物価スライドの凍結解除による給付削減
 03年 より掛け金の引き上げ

現在 月額 17.35% ボーナス1%を 月額 13.58% ボーナス13.58%に
 凍結されていた年金の物価スライドの解除による給付削減 賃金スライドの停止

(5) 税金

先行減税 法人税 (3年間) その後減税分だけ5年間増税する 税収中立だという
 増税の内容は タバコ税、発泡酒のビール並み課税

配偶者特別控除、所得税課税最低限度額の引き下げなどが検討されている

(6) 医療費

70歳以上の窓口負担

1969年 東京など革新自治体で独自の老人医療保険制度始まる

1973年 s 48 70歳以上の医療費の無料化

1983年 s 58 老人健康保険制度ができ医療費の一部負担が始まる

1987年 s 62 月額負担額 400円を800円に引き上げる

1996年 10月 h 8 1200円に引き上げ

1997年 9月 h 9 1回500円 月額2000円限度に

1999年 4月 h 11 1回530円 月額2120円限度に

2001年 1月 h 13 1回800円 月額3200円限度に

2002年 4月 h 14 1回850円 月額3400円限度に

2002年 10月 h 14 定額制度廃止 定率1割負担

月額12000円(非課税世帯は8000円)以上は高額医療費として
 還付請求をすれば戻ってくる

サラリーマンの窓口負担

1983年 8月 1割負担

1997年 9月 2割負担

2003年 4月より 3割負担となる

健康保険料

2001年までは 健康保険料率 85/1000と 介護保険料率 6/1000の あわせた
 標準報酬の91/1000を 月額限度額となっていた

2001年1月から 月額限度額は91/1000だが、限度額から介護保険料を切り離す

健康保険料率は 85/1000 介護保険料率が 6/1000から10.8/1000に

来年4月1日から 一時金からも保険料が徴収される 総報酬制度になる

保険料率は 85/1000から 82/1000に下がるがトータルでは負担増に